

J-SOXはどうなったのか

令和5年6月13日

公認会計士 甲斐野新一郎

【J-SOXとは】

上場企業における財務報告の信頼性の確保を目的とした内部統制報告制度(2008年4月1日以後に開始する事業年度から導入)

【内部統制の内容】 ～COSOキューブ～

内部統制の目的

1. 業務の有効性及び効率性
2. 財務報告の信頼性
3. 事業活動に関わる法令等の遵守
4. 資産の保全

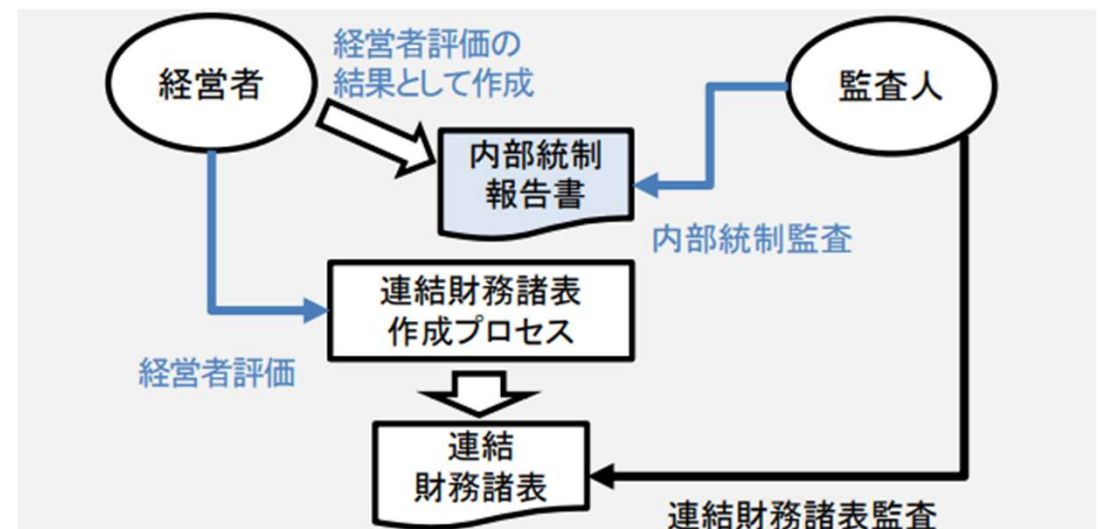
財務報告に係る内部統制

1. 全社的な内部統制
2. 業務プロセスに係る内部統制
決算・財務報告プロセス、
その他の業務プロセス

内部統制の基本的要素

1. 統制環境
2. リスクの評価と対応
3. 統制活動
4. 情報と伝達
5. モニタリング (監視活動)
6. IT (情報技術) への対応

- J-SOX(内部統制報告書)の対象は上場企業のみ(金商法)
- 対象は財務報告の内部統制に限定
- 内部統制報告書は経営者が作成し、監査人は報告書に対して意見表明する
- JAは内部統制報告書制度の対象外



2. 内部統制の3点セット

【内部統制の3点セット】

(1) 業務記述書

業務内容や手順などのプロセス、業務遂行者などを明文化した書類。業務の概要をはじめ、管理方針や職務分掌などを把握するために作成。

(2) フローチャート

業務プロセスを図式として可視化した書類。取引と会計処理の流れを整理し、内部統制上のリスクの識別に役立つ。

(3) リスク・コントロール・マトリックス (RCM)

業務上のリスクと、そのリスクをどうコントロールするかの対応表。業務ごとのリスクを識別し、内部統制によってどのようにリスクを低減するかを明文化。

【会計監査におけるRCM】

会社名		決算期		調書番号	
項目	【様式6】業務プロセスに係る内部統制	実施者		査閲者	
		完了日	・ ・	査閲日	・ ・

業務プロセス	
関連する取引種類、勘定残高、開示等	
関連するアプリケーション・システム及び全般統制の評価結果	
前期からの重要な変更の有無	

1. RCM (監基報315.17.25(3)(4)、監基報330.5.6(1)②、7-11.13.21(1))

No	起り得る虚偽表示	特別な検討を必要とする リスクか否か	関連アサーション				関連する内部統制が、有効か否か
			実在性	網羅性	権利と義務の帰属	期間配分の適切性	

内部統制	起り得る虚偽表示No. (注1)	頻度	手作業/ 自動/ 手+自動	アプリケーション・システム	整備状況の評価手続の立案及び評価結果			依拠するか	運用評価手続の立案及び評価結果								
					種類・時期・範囲	評価結果	W/P ref.		過年度の監査証拠の利用	当期実施			残余期間				
										期中			残余期間				
										種類・時期・範囲 (注2)	評価結果	W/P ref.	種類・時期・範囲 (注2)	変更有無	評価結果	W/P ref.	
デザインの評価結果																	

注1: 記載した内部統制が、「起り得る虚偽表示」に対し防止的統制である場合には、「P」を、発見的統制である場合には、「D」を記載する。

注2: 全般統制の整備又は運用状況に不備が存在する場合、業務処理統制の運用評価手続の範囲を拡大させることを検討する。(IT実6号.48)

3. 内部統制の評価

【内部統制の評価プロセス】

【全社的な内部統制の評価】

原則、すべての事業拠点について全社的な観点で評価
(※) 売上高で全体の95%に入らないような連結子会社は除外可能

【決算・財務報告に係る業務プロセスの評価対象】

- ① 総勘定元帳から財務諸表を作成する手続
- ② 連結修正、報告書の結合及び組替など連結財務諸表作成のための仕訳とその内容を記録する手続
- ③ 財務諸表に関連する開示事項を記載するための手続

【決算・財務報告に係る業務プロセスの評価対象】

- ① 重要な事業拠点の選定
売上高等の重要性により評価対象とする事業拠点を決定。売上高などを用いて金額の高い拠点から合算し、全体の一定割合（例えば、概ね3分の2程度）に達するまでの拠点を重要な事業拠点として選定
- ② 評価対象とする業務プロセスの識別
重要な事業拠点における、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目（一般的な事業会社の場合、原則として、売上、売掛金、棚卸資産）に至る業務プロセスは、原則としてすべて評価対象とする。
- ③ 重要な業務プロセスを追加

○ 評価の対象外となる在外子会社での不正の発生

- 会計プロセスの検証であり、会計プロセスを伴わない不正には対応できない
- 日常的な会計プロセスはサンプリングによる検証(決算プロセスは全て検証)
⇒ 検証は会計記録(元帳)と証憑、稟議書などの突合
- 有効性の検証作業の画一化・形式化

【IT化の進展】

- ① 元帳データの分析
⇒ PCの性能の向上ですべての元帳データの分析が可能に
⇒ 元帳データから異例な取引を抽出際にはAIの活用が可能(大手監査法人など)
- ② データの電子化
⇒ 元帳と照合する証憑の電子化(電子取引、電子インボイス)
⇒ 稟議書の電子化(ワークフロー機能)

【会社法における内部統制：2014年】

【会社法：第362条4項6号】

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

【会社法施行規則100条】

- ① 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ② 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③ 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④ 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⇒上記について事業報告書で記載する

⇒対象は大会社等

【農協法における内部統制：2014年】

【農協法】

理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備についての直接の定めはない

⇒事業報告にも記載されない

【定款】

定款で定めることは可能

⇒業務の適正を確保するために必要な体制整備
(内部統制システム基本方針)

〈理事会決議事項〉

【ディスクロージャー】

リスク管理の状況で①リスク管理体制、②法令順守体制、③金融ADRへの対応、④内部監査体制について開示

5. 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準の見直し(2023/4/7)

【大項目】	【項目】	【改定内容】
内部統制の基本的枠組み	報告の信頼性	サステナビリティ等の非財務情報に係る開示の進展を踏まえ、内部統制の目的の一つである「財務報告の信頼性」を「報告の信頼性」に変更
	内部統制の基本的要素	リスクを評価するに際し不正に関するリスクについて考慮することの重要性や考慮すべき事項を明示
	経営者による内部統制の無効化	内部統制を無視又は無効ならしめる行為に対する、組織内の全社的又は業務プロセスにおける適切な内部統制の例の明示
	内部統制に関係を有する者の役割と責任	監査役等については、内部監査人や監査人等との連携、能動的な情報入手の重要性等を記載 内部監査人について熟達した専門的能力と専門職としての正当な注意をもって職責を全うすること、取締役会及び監査役等への報告経路を確保すること等の重要性
	内部統制とガバナンス及び全組織的なリスク管理	体制整備の考え方として、リスク選好や3線モデル等を例示
財務報告に係る内部統制の評価及び報告	経営者による内部統制の評価範囲の決定	長期間にわたり評価範囲外としてきた特定の事業拠点や業務プロセスについても、評価範囲に含めることの必要性
	ITを利用した内部統制の評価	IT全般統制の有効性から機械的に評価手続の簡素化を選択しない
	財務報告に係る内部統制の報告	重要な事業拠点の選定等において利用した指標とその一定割合等の決定の判断事由等について記載
財務報告に係る内部統制の監査	監査人は、実効的な内部統制監査を実施するために、財務諸表監査の実施過程において入手している監査証拠の活用や経営者との適切な協議を行う	
内部統制報告書の訂正時の対応	訂正内部統制報告書において、具体的な訂正の経緯や理由等の開示を求める	

【更なる検討が必要な中長期的課題】

- ① 非財務情報の内部統制報告制度における取扱についての国内外の議論を踏まえた検討
- ② ダイレクト・レポーティング（直接報告業務）の採用
- ③ 内部統制に関する「監査上の主要な検討事項(KAM)」の採用
- ④ 訂正内部統制報告書における監査人の関与の在り方
- ⑤ 経営者による内部統制無効化に対する課徴金や罰則規定の見直し
- ⑥ 会社法と金融商品取引法の内部統制の統合
- ⑦ 会社代表者の確認書における内部統制に関する記載の充実
- ⑧ 臨時報告書における内部統制の認識

内部統制や法令遵守、人的資源について、上場企業等で実施されているがJAには適用されていない部分について、今後追加される可能性

【項目】	【実施事項】
<p>共済事業における顧客本位の業務運営の取組等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正後の監督指針が適正に運用されるよう、全共連や各農協が実施している総点検運動とともに、毎年度実施している定期的な検査等の機会を活用して、適切なモニタリングを実施し、必要な指導・監督を行う ○ 不適正な営業推進を助長しないよう、適切かつ自律的なコンプライアンス・ガバナンス態勢の構築ための方策を検討し、必要な措置を講ずる
<p>農協改革の着実な推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農協及びJAバンクの自己改革実践サイクルにおいて、定量的な進捗状況把握、好事例の横展開も含めて農協及びJAバンクへの助言及び指導・監督等を行う
<p>農協における適切なコンプライアンス・ガバナンス態勢等の構築・実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農協における内部統制システムの実効性の向上、外部公益通報窓口実効性の向上、(法令順守の)組織文化・風土の醸成を含めた農協におけるコンプライアンス・ガバナンス態勢の構築を図るための方策を検討し必要な措置を講ずる ○ 労働関連法規の法令遵守(雇用契約を背景に労働者に特定のサービスの利用や商品の購入を強制しない)やハラスメント防止・働き方改革に関する事業主が行うべきことについて、農協の役職員の理解を深めるための研修や説明会等の取組を行う ○ 他産業の取組を参考にして、各農協の状況を比較可能な形で定量的・客観的に把握しつつ、農協における人的資本投資を促進する方策を検討し必要な措置を講ずる

報道等を端緒にした対応を行う必要やJAおおいた不祥事第三者委員会の報告書について言及